

2024年度商社環境月間 環境セミナー

日本貿易会では、6月18日、在欧日系ビジネス協議会（以下、JBCE）事務局長の^{まえだ しょうぞう}前田 翔三氏を講師に迎え、「EUのコーポレート・サステナビリティ政策の構造と内容」と題して、ブリュッセルよりオンラインにてご講演いただきました。本セミナーは、2008年5月の北海道洞爺湖サミット開催を機に設定した「商社環境月間」（6月）における環境セミナーの一環として開催したものであり、以下にて最新の欧州事情とともに、講演要旨を紹介します。



JBCE事務局長 前田 翔三 氏

JBCE…1999年に設立。

本拠地はブリュッセル。

欧州の政策立案への貢献を目的とした活動を実施。現在、約100社の日系企業が会員として活動に参加。設立当初のWEEE（電気電子廃棄物）への対応から、化学物質規制、環境規制、CSR/RBC（責任ある企業行動）、貿易、デジタル、サーキュラーエコノミー等々、活動領域を拡大し、日本の幅広い業種を代表する業種横断的なロビイング団体となった。

1. 5年に一度の“政治の年”としての2024年

欧州は、さまざまな意思決定機関によって運営されている。主な三つの機関は以下の通りである。

欧州の3機関

- ①欧州議会：欧州市民による直接選挙で選ばれる720人の欧州議員から成り、共同立法機関の機能を持つ。各国の政党は七つの会派（2024年6月時点）のいずれかに属する。2024年6月の欧州議会選挙により、右派勢力が伸長するも中道3会派（EPP、S&D、Renew）が過半数を維持。
- ②欧州委員会：27人の欧州委員（閣僚）と、31の総局に在籍する3万人の欧州官僚から成る。共同立法機関であり、唯一法令の起草権限を有する。議会選挙後にリーダーシップ（欧州委員長および欧州委員のポジ

ション）が改組される。

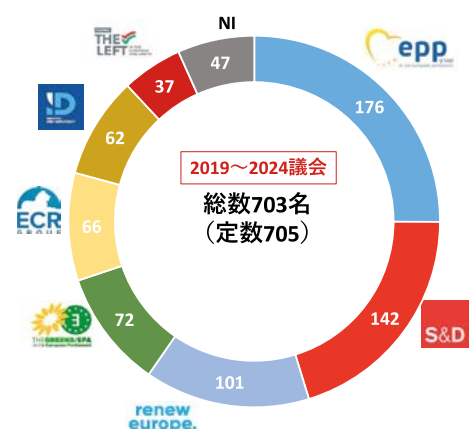
- ③理事会：共同立法機関。加盟27カ国の代表組織である。

2024年は、欧州議会と欧州委員会が改選・改組される年である。

法案審議における日本との相違点

法案の提案機能は欧州委員会のみが有し、欧州委員会が提案する法案を欧州議会と理事会が審議をし、条文修正としながら規則を形作っていく。短くとも1年、長ければ数年にわたって行われる法案審議の中で、多くの条文が修正される傾向にあり、欧州委員会提案のみならず、審議経過や仕上がりの条文をフォローすることが必要となる。

(参考) 欧州議会を構成する 7 つの会派 (Political Groups)



<ポイント>

- 各国の政党も、EUの7会派のいずれかに属する (一部例外あり)。
例えばドイツの現連立政権はSPD (S&D)、FDP(Renew Europe)、Greensで構成される (俗に言う「信号機政権」)。フォンデアライエン委員長が属するCDU(キリスト教民主同盟)はEPPに属する。マクロン仏大統領が属するRenaissanceはRenew Europeに属する。
- また、議員内閣制ではないため「連立与党」という概念はなく、アジェンダごとに多数派形成と妥協がなされる。

中道 3 会派	
EPP (欧州人民党)	- 中道右派、キリスト教民主 - 親ビジネス (産業界が支持層) - ドイツ議員が最も多い (30名)
S&D(社会民主)	- 中道左派 - 社会正義や労働者の権利を重視 (労働組合や市民組織が支持層) - スペイン議員が最も多い (23名)
Renew Europe(RE)	- 中道、ヨーロッパ主義 - 右派・左派の仲裁役 - フランス議員が最も多い (23名)
左派 2 会派	
The Greens/ European Free Alliance (グリーン)	- 左派、中道左派 - グリーン政策の加速、進歩的な政策を唱道 - ドイツ議員が最も多い (25名)
The Left in the European Parliament (レフト)	- 左派、極左 - 反資本主義、ソフトなEU懐疑主義 - フランス議員が最も多い (6名)
右派 2 会派	
European Conservatives & Reformist(ECR)	- 右派 - ソフトなEU懐疑主義、自由市場を重視、移民に厳しい態度 - ポーランド議員が最も多い (27名)
Identity & Democracy (ID)	- 右派、極右 - EU懐疑主義、移民に非常に厳しい態度 - フランス議員が最も多い (18名)

2. EUのコーポレート・サステナビリティ政策の構造

欧州規制の三つの型

欧州規制には、大きく分けて三つの型があると考えられる。

第一の型は、「製品単位での政策要請」である。上市規制と一体化し、法律が求める要件・規格への対応、認証が必要となる類型。安全規制のみならず、さまざまな環境要件やデジタル要件まで順次カバレッジが拡大しており、順守しなければEUで製品やサービスを販売することができないため、強い拘束力を有する。エコデザイン規則やAI法、強制労働関連製品上市規制法などが当てはまる。

第二の型は、「コーポレート単位での政策要請」である。資本市場機能、市民社会からのピア・プレッシャーを取り込む形で、企業の行動変容やトランスフォーメーションを迫るもので、全社レベルでのコンプライア

ンスが求められる。今回取り上げるCSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令) やCSDDD (Corporate Sustainability Due Diligence Directive: 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令) が当てはまる。

第三の型は、「経済安全保障政策、戦略的自律政策への対応」である。EUにおいても、経済安全保障の観点からさまざまな政策アプローチが開発されつつある。WTOルールなど通商法の活用に加え、外国補助金規則等EUが独自に開発する政策ツールが当てはまる。

コーポレート・サステナビリティ政策分野におけるプレーヤーとしての「市民社会」

欧州では、市民社会やNGO組織に厚みがあり、欧州委員会や欧州議会へ政策的な働き掛けも活発になされている。その中で、特に



CSDDD：対象企業

対象となる企業（第2条）

欧州企業（EU加盟国の法律に基づいて設立された企業）

(1) 従業員1,000名超かつ全世界の純売上高 4.5 億ユーロ超の企業*	5,000名超かつ15億ユーロ超	指令施行3年後
	3,000名超かつ9億ユーロ超	指令施行4年後
	上記を除く対象企業	指令施行5年後
(2) フランチャイズ又はライセンス契約によるロイヤルティー額が2,250万ユーロ超であり、 全世界の純売上高が0.8億ユーロ超の企業*		指令施行5年後

非欧州企業（EU加盟国以外の法律に基づいて設立された企業）**

(1) EU域内での純売上高 4.5 億ユーロ超の企業*	15億ユーロ超	指令施行3年後
	9億ユーロ超	指令施行4年後
	上記を除く対象企業	指令施行5年後
(2) フランチャイズ又はライセンス契約によるロイヤルティー額が2,250万ユーロ超であり、 EU域内での純売上高が0.8億ユーロ超の企業*		指令施行5年後

(注1) 第2条3a:条本文では単年度の数字を閾値として定めているが、過去2会計年度連続でその閾値に達していないと、スコープから外れる
(注2) 従業員とは、パートタイム、派遣労働者、および、非標準的雇用形態にあるその他の労働者を含む
* 閾値を満たさない場合であっても、グループの親会社として連結して閾値を満たす場合は、適用対象。
** 欧州委員会が設立する欧州監督当局ネットワークは、適用対象となる第三国企業の示唆的（indicative）リストを策定・公表。

- ・ 理事会プロセスにおける混乱の中で、加盟国が、国内法とのバランスの観点から大幅な緩和を求めた
- ・ 対象企業が12月の暫定合意と比して約7割減少するとされる
- ・ 閾値を満たさない場合であっても、グループの親会社として連結して閾値を満たす場合は、適用対象となる

企業に対して、地球環境や社会に対する責任を果たすことを強く求めるバックグラウンドがあり、結果、資本市場に対する開示やコミュニケーションをベースに議論が展開してきた日本や北米と異なり、企業活動が地球環境や社会に与える影響全般に関する開示、いわゆるダブルマテリアリティ^(※)ベースの政策として、CSRD、あるいはCSDDDといった政策が近年立案されている。

(※) ダブルマテリアリティ…企業の財務的影響（シングルマテリアリティ／フィナンシャルマテリアリティ）と、企業活動が社会や環境にもたらす影響（インパクトマテリアリティ）との双方を重視する考え方。シングルマテリアリティが主として投資家・資本市場との関係を重視する枠組みであるのに対し、ダブルマテリアリティは地球環境、消費者、従業員、社会市民など幅広い対象と企業との関係を重視する枠組みとなる。

3. デューディリジェンス政策（CSDDD）

企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）案

欧州議会で2024年4月24日に採択した。理事会における採択を経て、官報掲載・発効の見通し（※その後、7月5日に官報掲載さ

れ、7月25日に発効）。対応のファーストステップとして、まず自社がCSDDDの適用対象となるのかのアセスが重要となる。

閾値を満たさない場合でも、グループの親会社として連結して閾値を満たす場合は適用対象となる点や、欧州委員会が、適用対象となる第三国企業の「示唆的リスト」を策定・公表することとされていることに留意が必要。

CSDDDの義務と内容

主な条項と義務内容は、以下の通りである。

- ・ グループレベルのデューディリジェンスについて（第6条）
子会社のために親会社・グループ会社レベルでデューディリジェンス義務の一部（第7条から11条、22条）を包括的に行うことが可能となった。
- ・ ステークホルダーとの「意味のある」エンゲージメントに関する条項（第13条）
- ・ デューディリジェンスの取り組みの公表

(第16条)

企業は指令がカバーする点について年次報告書を自社ウェブサイトに掲載する点について、CSRDで対象となっている企業はCSDDDの開示義務は果たされるという整理になり、CSRD対象企業のダブルレポーティングは回避された。

・コンプライアンスを支援するための措置 (第18条、19条、21条)

モデル契約条項（指令発効から30ヵ月以内に欧州委員会がひな形的な契約条項のガイダンスを採択）、ガイドラインの発効（ベストプラクティスや、移行計画に関する実践ガイド、セクター別ガイダンス等の発効）、加盟国共通の欧州単一ヘルプデスクの設置が盛り込まれた。

・パリ協定に基づいた「1.5℃目標」を達成するための移行計画の策定が義務化（第22条）

・民事責任（第29条）

国内法に基づく、労働組合、NGO等による代理訴訟が可能である点が特徴であるとともに、規定範囲も大きな論点となったが、暫定合意版では企業が故意または過失によりデューディリジェンスの義務（第10、11条）を順守せず、その結果損害を生じさせた（caused & jointly caused）場合に責任が生じることとされた。最終的に、損害が活動チェーンの中で取引先によってのみ引き起こされた場合は責任がないと明記された。

→社内のデューディリジェンスの検証と実施がさらに重要になってくると同時に、重複する他の法律（CSRD、強制労働、電池規則など）の対応を含む包括的なアプローチが必要となってくる。

4. 強制労働関連製品上市規制（FLPB）

強制労働関連製品上市規制（FLPB）とは、EUまたは加盟国の当局による調査の結果、強制労働産品^(※)の上市・輸出が認定された場合、対象事業者^(※)に対して、当該製品の上市禁止・回収・廃棄の命令が出されるものである。

※強制労働産品…抽出、収穫、生産、または製造のいずれかの段階の全体または一部について強制労働が用いられた製品。また、サプライチェーンのいずれかの段階で商品に関連する作業や加工を含む。ただし、輸送サービスは含まない。

※対象事業者…EU市場に製品を流通させる、あるいはEU域外に輸出する、中小企業を含むあらゆる事業者。

→対応の前提として強制労働に関するサプライチェーンのデューディリジェンスの実施が必須となるとともに、EUまたは加盟国からの要請があった場合には製品についての情報を提出する必要がある。

5. 開示政策（CSRD／ESRS）

CSRDの適用対象～トリログ終盤で加えられた“第三国企業適用”の強化～

CSRDの適用対象は、下記に拡大した。

◆大企業：上場・非上場にかかわらず以下の3点のうち2点以上を満たす企業：欧州の現地法人対象

- ①バランスシートの合計額が2,000万ユーロ超
- ②純売上高が4,000万ユーロ超
- ③会計年度中の平均従業員数が250人超

◆中小企業：以下の3点のうち2点を満たす企業で、EUで上場している企業

- ①バランスシートの合計額が400万ユーロ超2,000万ユーロ以下
- ②純売上高が800万ユーロ超、4,000万ユーロ以下
- ③会計年度中の平均従業員数が50人超、250人以下



※欧州委員会は、中小企業向けのESRSを別途策定予定である。

◆一定の要件を満たす第三国企業：日本の本社対象

EU域内での総純売上高が1億5,000万ユーロを超える第三国企業で、域内に子会社（subsidiary undertaking）、支店（branch）を有する場合。

- ・子会社：大企業およびEU域内で上場している子会社
- ・支店：EU子会社を持たない第三国企業で、純売上高が4,000万ユーロ超の支店

企業との議論でよく取り上げられる課題感と今後の対応

企業側の課題感として挙げられるのは、第一にコンプライアンスの強度としてどこまで求められるのかの見極めである。開示が先行するEU内の上場企業の対応をベンチマークとしつつ監査法人等々のパートナーとコミュニケーションしながら見極めていく必要がある。

第二にグループでの“束ね方”についてで

ある。欧州の現地法人で欧州子会社を束ねるのか、日本の本社で束ねるのか、また第一弾ESRS（フルパッケージ）と第三国基準（インパクト・マテリアリティベース）という異なる時間軸の中で、グローバルベースで最初から全部フルパッケージのESRSで行うのか、非欧州拠点については第三国基準を待ってからやるのかといった複雑な時間軸の重ね方で多くの企業の課題となっている。いずれに対応を取るにしても、本社と欧州子会社や拠点との密な連携が必須となる。

その他には、社内の推進体制の構築やデータの提出などの対応が必要となる各事業部門の腹落ち感の醸成、純粋なコストや負荷の軽減等も多くの企業に共通した課題感として挙げられる。

コンプライアンスに向けた不明点の明確化や、動向把握においては欧州委員会当局や開示基準を策定しているEFRAG（欧州財務報告諮問グループ）との直接のコミュニケーションも有効となる。JBCE等の在欧の団体とも連携いただければと思う。

Table of the Contents

1. 5年に一度の“政治の年”としての2024年
2. EUのコーポレート・サステナビリティ政策の構造
3. デューデリジェンス政策（CSDDD）
4. 強制労働関連製品上市規制（FLPB）
5. 開示政策（CSRD/ESRS）



当日は駐在地のブリュッセルからオンライン講義をしていただきました